

Title	V・カコーフ 社会主義農業における価格組織
Sub Title	
Author	片岡, 一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1952
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.45, No.5 (1952. 5) ,p.360(64)- 362(66)
JaLC DOI	10.14991/001.19520501-0064
Abstract	
Notes	論文紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19520501-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

外國品の場合と同じく統制されなければならない。何故なら、消費が過ぎれば、絶対に必要な外國品に對する支拂のため、輸出が最早や繼續し得なくなるからである。差額の決済に當つて、現金や貴金屬の輸出の回避を期待することは、原因が絶えずあるのに、結果をなくさうとするにも似てゐるのである。」尤もかゝる態度は徹底した重商主義者のそれでもあつた。然しローの主張はその初期において意外にも重農主義的である。即ちケネーが土地を以て富の唯一の源泉と考へたやうに、又如何なる収入も土地からの収益には及ばないと主張したテュルゴーの場合と同じく、ローも亦農業を他産業の基礎と看做してその健全な發展を急願し、或ひは土地の價値が下落することはなと見て、土地を擔保とする貨幣の發行を強調した。然しローは國家に依る指導の重要性を感知してゐたためか、この場合においても何故か自由放任を認めてゐないのであつた。

(渡邊國廣)

V・カローン

社會主義農業における價格組織

(V. Katukoff, The Price System in Socialized Agriculture, The Journal of Marketing Volume XVI No. 1, July, 1951, pp. 43-50.)

ソヴィエット配給組織における顯著な特色として第一に注目せられることは、政府の直接的統制をうけざる自由市場としてのコルホーズ農民市場と政府の統制下に配給を行ふ國營商店及び消費組合の並存である。ネップ時代以降私營商業の復活が見られたのはあるが、しかしそれは國營及び消費組合制度の發達の遅いシベリヤ及び東南地方の諸市に限られ、その他の地域においては、農民が自己の生産物をもつて街角に立つとき常に官憲の眼をうかゞわなければならなかつた。しかるに一九三二年政府は公開農民市民市場を公認し、農民と消費者との個人的取引を認めるに至つた。此の政策の變化は、不正な仲間商人による搾取を排除して、都市消費者及び農民の双方に利益をもたせんとするものであると當局は説明した。しかしボルシェヴィキが従來とつていた切符配給制度による食糧品の供給は常に不足を生じ、他方農民の餘剰生産物の殆んど全部を極度に低廉な價格で強制的に國家へ引渡さしめる政策が農業生産の著しい減少を惹き起したことが、當局をしてかゝる政策をとらしめた眞因であつたと思はれる。かくて今や農民は比較的低廉な入市料を支拂いさへすれば自己の生産物を自由に販賣することが出來た。しかしその場合でも農民は豫め割當てられた強制的供給出額の義務を果さねばならず(もつとも此の義務は十分果されはしなかつたが)自家消費分を除く餘分の分についてはのみ可能な限り的高價で賣却するのを許されてゐたにすぎない。

論文紹介

かつてレオナード・ハッパード氏は、その著「ソヴィエット商業及配給」(Soviet Trade and Distribution 1938)の序文で「本来の意味の社會主義は平等な貧困、或ひは凡ゆる欲望を充足せしめうる程の富が存する場合にのみ存在しうる。しかし通常人間は貧困を欲せず、またロシアの社會主義者達と雖も貧困を彼等の指導原理となすものではない。貧困と不平等が存するところには貪慾と嫉妬が横行する」と述べてゐる。ロシア革命の焰を燃え立たせたものは、直接的には生活と結びついた食糧の絶對的過少であつた。生活の危機は民衆をしてフランス革命の再現を思はせる如き大規模な革命へと驕り立てたのである。従つて樹立せられた新政權が第一に着手しなければならなかつた仕事も、實に適正な食糧配給を通じて社會秩序の恢復を圖るといふことに外ならなかつたし、又その政策は一貫してソヴィエット政府の基本政策としてとられて來たところである。ボルシェヴィキ政權の樹立以來既に三十年餘の年月が流れたのであるが、此の間におけるソヴィエット社會主義の歩みは前述の理想に何程の接近をなしたであらうか、そして特にその困難を極める戦時に於いて平等な食糧供給問題の解決に當局は如何に處して來たであらうか。カローン氏は第二次世界大戦を内にくむ、一九四〇年以降今日に至るソヴィエット農業における價格組織をとり上げ、社會主義國家における食糧配給の苦惱を語らうとする。

一方國營小賣機關は當局の決定せる價格で、殊に第二次大戦前においては、都市における消費者財の凡そ九〇%の配給を行つてゐた。これらの店舗は多くコルホーズ内に位置し、農民市場と競争的位置に立つてゐた。そこで農民は國營企業が農民と全く同一の生産物を何故此處で販賣するかをいふかつた。おそらくそれは政府が農民の生産物と並べて競争的に財貨を販賣することににより、市場價格を間接的に統制することが賢明な策であるかと考へたからであらう。しかし公定價格と市場價格との間には常にかんがりの開きがあり、戦前の一九四〇年においてさへも前者は後者を六〇%餘も下廻つてゐた。従つて國營店より購入しうる限り顧客はより高い價格を拂つて農民から購買しやうとはしない筈であつた。がしかし、事實は消費者の欲する財貨が國營店の棚にないことが屢々であつた。例へば一九四〇年の國營小賣機關は、肉及びその製品の全國消費高の僅かに四三%を供給しえたにすぎず、残りの五七%は高價な農民市場からの供給に依存せざるをえなかつた。しかし政府は消費者財の生産にためその供給量を増加し、ためにこれは農民市場の價格低落をも結果し、一九四一年にはソヴィエットの新聞が今や國營商店は各種商品をも十分供給しうるに至つたと報じてゐた程である。

しかるに第二次大戦の勃發は、一般向け消費財の生産縮少を餘儀なくし、且つ大都市の國營店を除く大部分の國營小賣機關

は商品及び労働者の缺乏のために閉鎖の止むなきに至つた。そこで政府は嚴重な食糧配給制度を布き、その割當量は労働者及びその家族の最小必要量にもとづいて決定せられた。しかし此の最小必要量すら國營小賣機關は供給することが出来なかつたために家庭の主婦達の農民市場への依存度は愈々高まり、一九四二年の農民市場の数は前年のそれを三〇%以上も上廻る増加を示し、又政府自身もかゝる個人的取引を奨励しなければならぬに陥つた。かくて當局の理想とする社會主義的取引は背後におしやられ、農民は再び重要な生産者となつて現はれたのである。斯る事情は農産物價格の異常な騰貴をもたらした。此の傾向は一九四一、四二年と続き、四三年には遂にその頂點に達した。ところが四三年に始まる赤軍の總反撃と共にやがて高騰した價格も漸次低下のきざしをみせはじめ、國營商店における販賣高も増加し、又農民市場における價格もたとへば低下しないまでも一九四四年には阻止せられたことは事實である。

平和の訪れと共に農業生産の恢復も顯著となり、一九四五年八月始めて政府は國營店における價格の引下を發表し、これに影響せられて農民市場における價格も低下し、一九四五年九月には驚くべき暴落を見た。そこで政府は割當配給制の廢止を早慮は此の計畫の實施を更に一年延期するを餘儀なくした。そして翌年十二月にはルーブル貨の平價切下を斷行し、續いて食

糧配給制の全廢を決定した。此の措置は同年の豊作と農民市場における價格の或る程度下落に相應するものであつた。四八年八月の農民市場の食糧品價格はかなりの下落を見たのであつたが、此の價格低下の幾分が國營商店の小賣價格の引下に影響されて生じたものであり、幾分がルーブル貨の平價切下の結果であるかはなほ検討すべき問題である。それはともかくこれらの措置はその後の經濟的諸條件の好轉と相俟つてルーブル貨の購買力を増加せしめ、實質賃銀を高めたことは否みえない。しかしそれにも拘らず多くの労働者や官吏は一般物價の高い農民市場で購入することは出来ず、國營店にないものはこれをなすですまざるならなかつた。カコフ氏の指摘せる如く、一九四二年から四四年に至る間の政府の食糧品に對する價格統制は全く混亂を極めてをり、更に市場價格と公定價格の並立を認めたことが一層此の傾向を助長する結果となつた。二重價格制度の採用を餘儀なくしたものは、消費財の絶對的過少と配給組織の缺陷にあつたことは云ふまでもないが、むしろ吾々がかかる問題の解決が困難なところに、又同じことではあるが二重價格制度の採用を許さざるをえなかつたところに實はソヴェット社會の苦惱が横たはることをよみとりうるのではなからうか。(片岡一郎)

經濟學會研究報告 (昭和廿六年十月
— 廿七年三月)

- 十月十一日 (廿六年)
 - アメリカにおける政府とビジネスとの關係についての一考察 飯島 瑞子
 - 賃銀指數の經濟理論的意味とその算定 小尾 惠一郎
- 十月廿五日
 - 經濟政策論の性質に關する我國の學說について 氣賀 健三
 - シドニー・ウェップ夫妻 — その生涯と業績 — 飯田 鼎
- 十一月一日
 - ソ連邦經濟の地理的側面 小島 榮次
 - 紀伊國における封建社會の成立 服部 謙太郎
- 十一月十五日
 - 地域社會における緊張關係について 小池 基之
 - 品質管理の性格と組織との關連について 田中英明
- 十一月廿九日
 - 獨逸ハンザとベルゲン貿易 高村 象平
 - 經營管理の先驅的構造 關口 操
 - 經營管理思想の萌芽 —
- 十二月十三日
 - 明治初年における殖産政策と在來産業 尾城 太郎九

慶應義塾經濟學會々則

二月七日 (廿七年)

我が國現下の産業合理化と企業經理 小高 泰雄
— 産業合理下促進法を中心として —
社會問題とその解決 青沼 吉松
— 戦争とストライキに關連して —

學會會員に關する附則

本會に特別會員と賛助會員をおく。

- 一、特別會員 慶應義塾關係者で本會の主旨に賛同し、會員二名以上の推薦と、委員會の承認を得た者。但し年額金千二百圓の會費、(二期分納も可)を納める者。
- 一、賛助會員 本會の主旨に賛同し委員會の承認を得た者。但し年額三千圓以上の賛助金を據出する者。特別會員および賛助會員は、會則第三條に規定された諸事業に参加し、機關紙「三田學會雜誌」の無料配布を受けることができる。

右會則に基き委員會の承認を得た

賛助會員 (敬稱略)

勝俣千之助 (大田區調布千鳥谷六三五)